

信濃町キャンパス無線 LAN 使用ガイドライン

平成 21 年 1 月 19 日制定

平成 21 年 2 月 1 日施行

医学部
看護医療学部
大学病院事務局
信濃町キャンパス事務室

1. 目的

この信濃町キャンパス無線 LAN 使用ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、信濃町キャンパス内で無線 LAN を使用する際に遵守しなければならない事項をまとめたものです。

無線 LAN 環境は便利な反面、目に見えない電波を利用していることにより、有線 LAN に比べてセキュリティを意識した利用が必要です。セキュリティ対策を十分に行わないで無線 LAN 使用すると、盗聴、情報漏洩などの被害を受けかねません。

本ガイドラインは、信濃町キャンパスでの無線 LAN の安全な使用を促し、慶應義塾の研究・教育・医療に貢献することを目的としています。

2. 使用範囲(要件)

信濃町キャンパス内での無線 LAN 使用にあたっては、次の項目全てを満たす必要があります。

- (1) 使用組織の責任者は、組織内から無線 LAN 管理者を複数名任命し、管理に努めること
- (2) 無線 LAN への接続には、SSID を指定しない機器からの接続(いわゆる ANY 接続)を拒否する設定を行い、また MAC アドレスや認証によるアクセス制限を行うこと(但し商用プロバイダ等による公的接続サービスを除く)
- (3) 信濃町キャンパス内のネットワークを接続元とする無線 LAN 上の通信には、WPA2/TKIP、WPA2/AES 等による暗号化を行うこと(但し商用プロバイダ等による公的接続サービスを除く)
- (4) GIGU 等の電波発信規制区域内で使用しないこと
- (5) 無線 LAN を使用して信濃町キャンパス内のネットワークを敷地外へ延長しないこと
- (6) ブリッジ機能やルータ機能等を利用して信濃町キャンパス内のネットワークを外部ネットワークと接続しないこと

3. 手続き

信濃町キャンパス内で無線 LAN を使用する場合は、無線 LAN アクセスポイント設置に関するガイドラインに従って、事前に無線 LAN アクセスポイント設置等届出書を信濃町 ITC 宛に提出する必要があります。

4. 守るべき事項

信濃町キャンパス内で無線 LAN を使用する場合は、次の各項目を遵守しなければなりません。

- (1) 信濃町キャンパス内の無線 LAN 環境は、共有の資源であり、その資源の浪費あるいは占有をしないこと
- (2) アクセスポイントの設置は、信濃町 ITC と調整の上で行うこと
- (3) 無線 LAN を使用して、倫理的、道徳的に問題となる行為および法律上不正な行為をしないこと
- (4) 慶應義塾大学信濃町キャンパス・パソコンおよびネットワークに関する利用指針を遵守すること
- (5) 慶應義塾個人情報保護規程および慶應義塾医療個人情報保護規程を遵守すること
- (6) 大学病院および関連医療施設内に無線 LAN 機器を持ち込む場合は、周辺機器との電波干渉等に十分注意し、必要な場合は電波の発信を止めること

5. 違反行為等に対する措置

本ガイドラインや各規定等に違反する行為があった場合、次のような措置を執ることがあります。

- (1) 無線 LAN 使用組織および組織責任者への注意、警告
- (2) 無線 LAN の使用禁止
- (3) その他、慶應義塾の規定する措置

6. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃修正は、信濃町キャンパスネットワーク推進委員会および医学部運営会議の審議を経て、医学部長の承認を得て決定する。